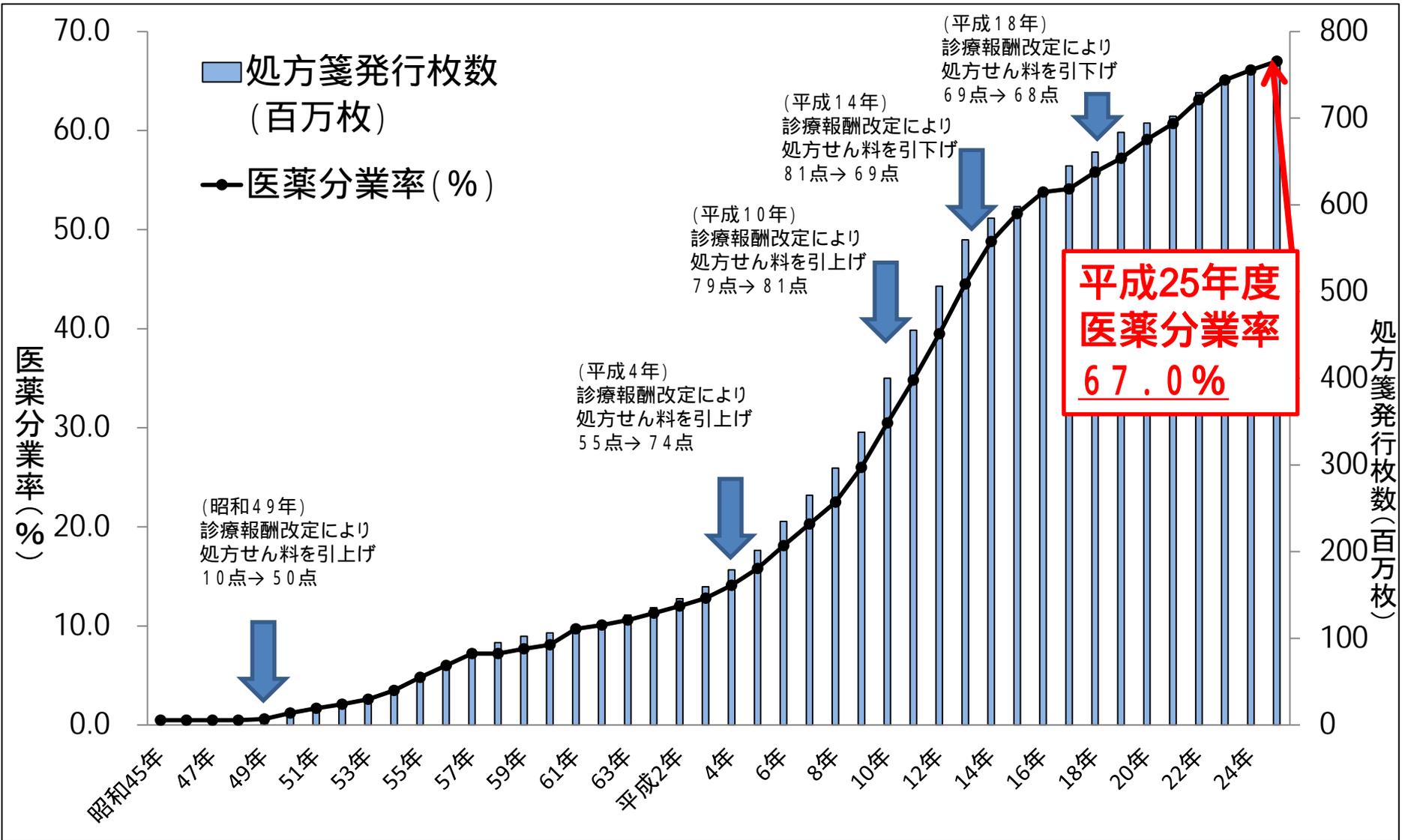


医薬分業について

2015年3月12日

健康保険組合連合会

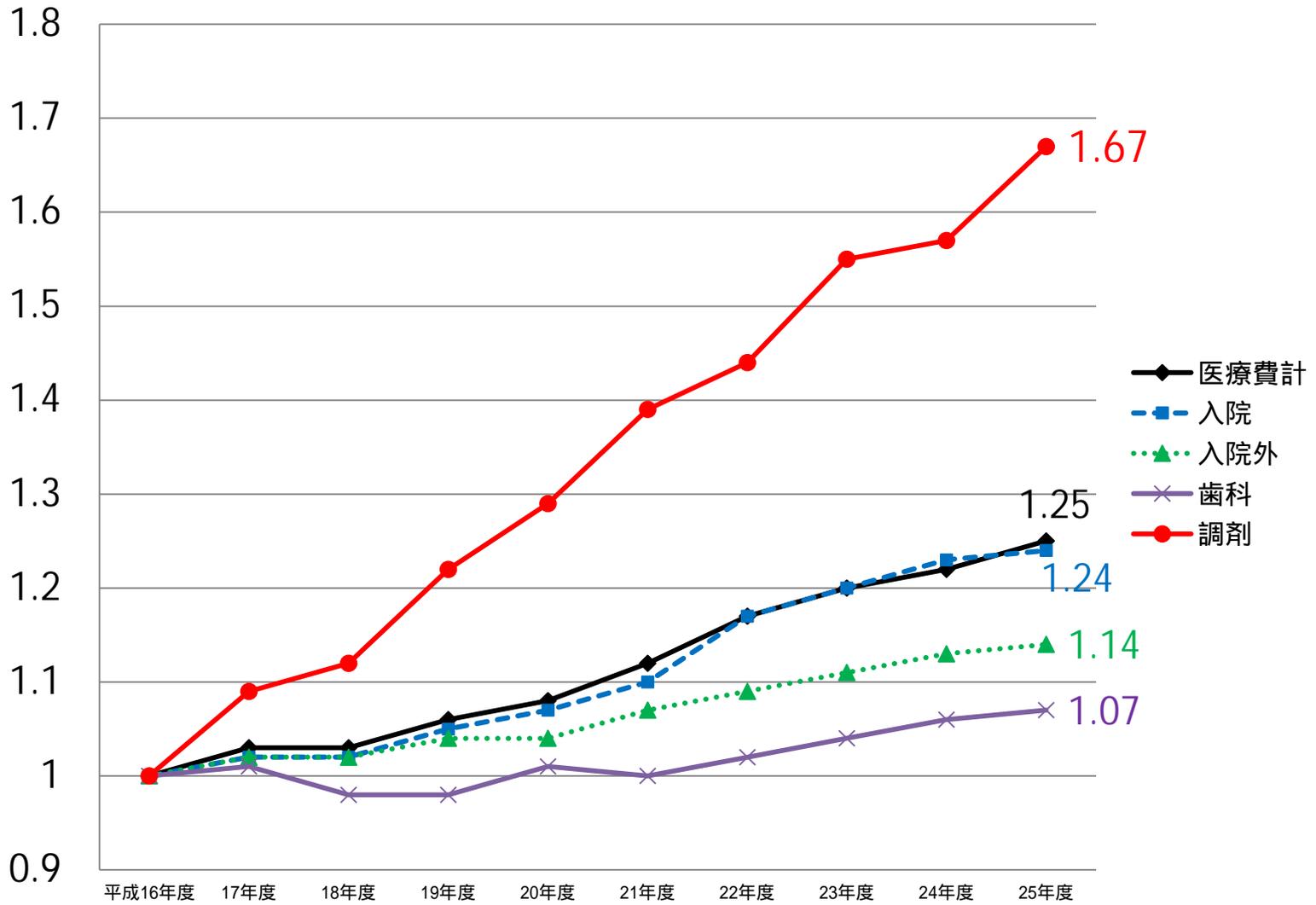
医薬分業率の年次推移



国民医療費・厚生労働省データ等から作成

※ 医薬分業率 (%) =
$$\frac{\text{処方箋枚数(薬局での受付回数)}}{\text{医科診療(入院外)日数} \times \text{医科投薬率} + \text{歯科診療日数} \times \text{歯科投薬率}} \times 100$$

医療費の伸び



平成16年度=1.00としている

厚生労働省 最近の医療費の動向から作成

医薬分業について

医薬分業はあるべき姿である

- ・専門性を活かした役割の発揮

(在宅患者に対する薬剤管理・指導、服用歴確認等の薬学的管理指導、残薬状況の把握、後発医薬品の推進)

- ・勤務医の負担を軽減



チーム医療の推進

とはいえ・・・

医薬分業による処方せん料と調剤基本料の
支払により、患者の負担が増している
負担に見合う効果があるのか疑問

院内処方・院外処方の比較

前提：花粉症、再診、内服薬14日分、外用薬、先発品処方

(円)

	院内処方		院外処方	
医療機関	再診料	720	再診料	720
	処方料	420	処方せん料	680
	薬剤情報提供料	100		
	手帳記載加算	30		
	調剤料(内服・外用)	150		
	調剤技術基本料	80		
	薬剤料			
調剤薬局			調剤基本料	410
			基準調剤加算1	120
			後発医薬品調剤体制加算1	180
			調剤料(内服・外用)	730
			薬剤服用歴管理指導料	410
			薬剤料	
計		1,500		3,250

700品目以上備蓄。他局との
連携により24時間対応
後発医薬品割合55%以上

自己負担額 (3割負担)	院内処方	450	院外処方	970
-----------------	------	-----	------	-----

薬局の求められる機能とあるべき姿

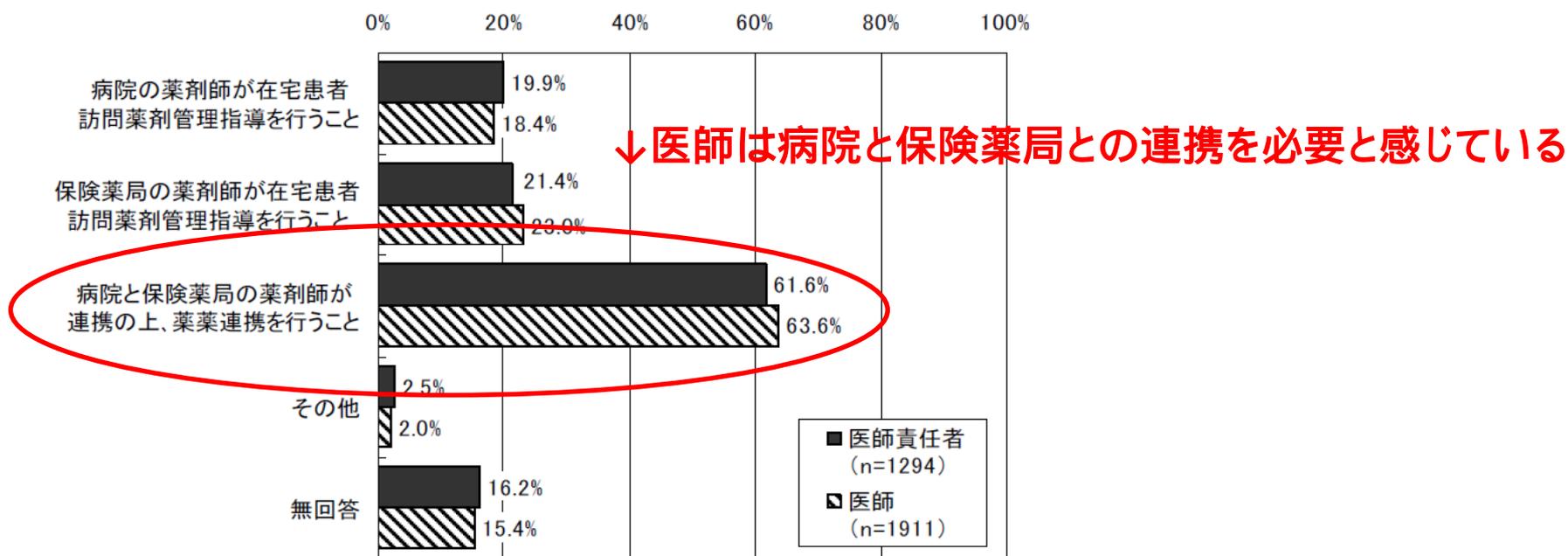
1. 最適な薬物療法を提供する**医療の担い手としての役割**が期待
2. 医療の質の確保・向上や医療安全の確保の観点から、**医療機関等と連携してチーム医療**を積極的に取り組むことが求められる
3. 在宅医療において、**地域における医薬品等の供給体制や適切な服薬支援を行う体制の確保・充実**に取り組むべき
4. 医薬品や医療・衛生材料等の提供拠点としての役割に留まらず、**後発医薬品の使用促進や残薬解消**といった**医療の効率化**について、より積極的な関与も求められる
5. セルフメディケーションの推進のために、**地域に密着した健康情報の拠点**として積極的な役割を發揮すべき
6. 患者の治療歴のみならず、**生活習慣も踏まえた全般的な薬学的管理**に責任を持つべき

厚生労働科学研究事業「薬局の求められる機能とあるべき姿」(平成26年1月 日本医療薬学会公表)。

「薬局の求められる機能とあるべき姿」に対して

1. 最適な薬物療法を提供する**医療の担い手としての役割**が期待
2. 医療の質の確保・向上や医療安全の確保の観点から、**医療機関等と連携してチーム医療**を積極的に取り組むことが求められる

患者の退院後、薬学的管理を円滑に行うために必要なこと(複数回答)



「薬局の求められる機能とあるべき姿」に対して

3. 在宅医療において、地域における医薬品等の供給体制や適切な服薬支援を行う体制の確保・充実に取り組まれているか

在宅患者訪問薬剤管理指導の実施状況

	(%)				
1 薬局当たり在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定回数	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
1 ~ 10 回未満	29.2	26.0	27.1	30.8	29.4
10 ~ 50 回未満	41.2	43.6	44.2	44.0	43.7
50 ~ 100 回未満	12.8	13.8	13.2	11.8	13.0
100 ~ 200 回未満	8.1	8.4	8.0	6.9	7.6
200 回以上	8.7	8.2	7.6	6.5	6.3
合計 (薬局数)	100.0 (3,830)	100.0 (4,051)	100.0 (4,026)	100.0 (3,982)	100.0 (4,048)

在宅業務届出薬局数	37,550	38,736	40,170	41,194	42,745
実施薬局数 / 届出薬局数	10.2%	10.5%	10.0%	9.7%	9.5%

「薬局の求められる機能とあるべき姿」に対して

4. 医薬品や医療・衛生材料等の提供拠点としての役割に留まらず、**後発医薬品の使用促進や残薬解消といった医療の効率化**について、より積極的に関与しているか

新指標による後発医薬品割合(数量ベース)階級別保険薬局数構成割合

(単位：%)

		平成25年度	平成26年度					
		4月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
合	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	10%未満	0.6	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
計	10%以上 50%未満	55.7	37.5	35.9	34.7	34.4	33.3	32.5
	50%以上 55%未満	13.5	9.1	8.7	8.3	8.3	8.2	7.7
	55%以上 65%未満	20.5	26.9	26.9	27.2	27.4	27.4	27.1
	65%以上	9.7	26.2	28.1	29.4	29.6	30.7	32.3

後発医薬品調剤体制加算

調剤数量割合55%以上：18点
調剤数量割合65%以上：22点

**↑加算できる後発品調剤割合の到達で留まらないか
より高い調剤割合を目標にすべき**

最近の調剤医療費の動向より

「薬局の求められる機能とあるべき姿」に対して

5. セルフメディケーションの推進のために、**地域に密着した健康情報の拠点**として積極的な役割を發揮しているか

処方医薬品に偏ることなく

O T C、健康食品、衛生材料の提供を入り口に

1) 健康相談、2) 栄養相談、3) 医薬品の効果や副作用のフォローなど、地域に密着した健康情報の拠点として期待

医薬分業に係るその他の課題等

(1) チェーン薬局

- 薬歴など薬学管理が行える体制が整備されているのか
- 薬歴未記載での薬剤服用歴管理指導料算定の問題
- 薬歴管理不十分による医療安全や残薬管理の問題

省令により薬局の適切な業務体制を確保する観点から、「1日あたりの処方せん40枚につき薬剤師1人配置すること」を求められている(ただし、眼科、耳鼻咽喉科、歯科は2/3枚扱い)

(2) 特定の保険薬局への誘導の禁止

- 患者がかかりつけ薬局を持つことは重要だが、医療機関による特定の保険薬局への指定および指定に伴う利益供与の禁止が遵守されているのか

医薬分業に係るその他の課題等

(3) 後発医薬品のさらなる使用促進

・薬剤服用歴管理指導料の算定要件である、薬剤情報提供文書による後発医薬品の情報提供、一般名処方せんの場合に後発医薬品の説明がなされているのか

(4) リフィル処方せん導入の検討

・処方せん1枚で繰り返し薬を受け取ることが可能

処方せん料等の負担の軽減、副作用や病状変化の早期確認、残薬状況の把握、減量の提案などが期待される

・検討にあたっての大前提

病状が安定した患者を対象、薬剤師が指導・管理、効果・副作用のフォロー、医師との連携(受診勧奨)などの役割を果たす